

1人に1つ

マイナンバーの利用が始まります！

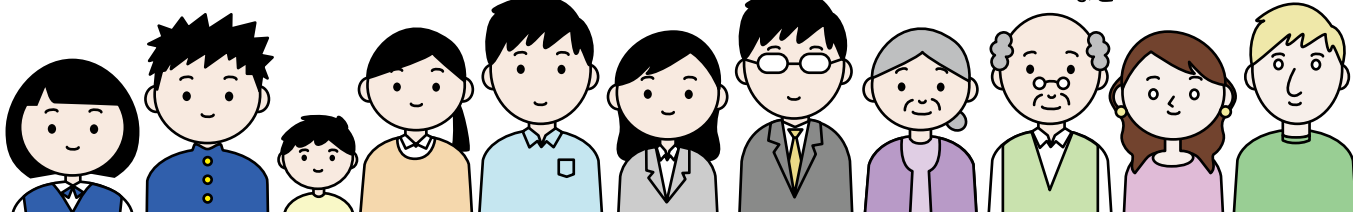
学生

保護者など

従業員

高齢者・障がい者
など

外国人



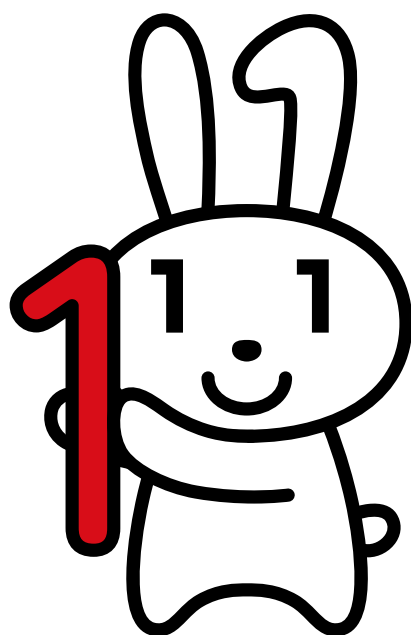
- アルバイトの勤務先に
- 奨学金の申請時に
- 勤労学生の控除手続きに

- パート・アルバイトの勤務先に
- 出産育児一時金や育休の申請時に
- 児童手当の申請時に

- 扶養控除等(異動)申告書など会社に提出する税務関係書類に
- 健康保険や雇用保険、年金などの手続きに

- 年金給付の手続きに
- 福祉や介護の手続きに
- 災害時の支援利用時に

- 中長期在留者や特別在留者などの外国人も、税や社会保障などの手続きでマイナンバーを使います。



みんなが
ず〜っと使う
大切な番号！

マイナンバーで、もっと便利に暮らしやすく

公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。
負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。
本当に困っている人へきめ細やかな支援ができます。



利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。
これにより、行政手続きも簡素化され、皆さんの負担が軽減されます。
行政機関にある自分の情報を確認したり、さまざまな行政サービスのお知らせをスムーズに受け取ることができるようになります。



行政の効率化

行政事務が効率化され、行政ニーズに、これまで以上に対応できるようになります。
被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。



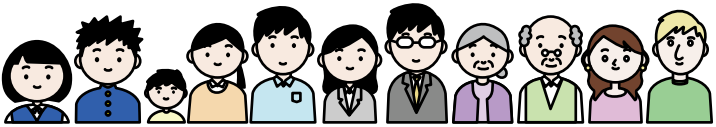
平成 28 年 1 月から

可児市役所で使うマイナンバーの手続き

あなたに関わりのある手続きはありませんか？

担当部署	区分	手続きの内容
税務課	税金に関すること	○市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税などの減免手続
	償却資産に関すること	○償却資産の申告手続
収納課	税の収納に関すること	○税の収納管理および滞納管理に関する手続 など
福祉課	障がい福祉に関すること	○身体障害者手帳の申請手続 ○精神障害者保健福祉手帳の申請手続 ○小児慢性特定疾患児童日常生活用具の支給申請手続 ○地域生活支援給付費の支給手続 ○日常生活用具・補装具の支給手続 ○介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費および特例訓練等給付費の支給申請手続 ○障害児通所給付費または特例障害児通所給付費の支給申請手続 ○特別児童扶養手当の認定請求手続 ○特別障害者手当の認定請求手続 ○障害児福祉手当の認定請求手続 など
	福祉医療費の助成に関すること	○福祉医療費受給者証の交付申請手続
	生活保護に関すること	○生活保護に関する手続
	その他福祉の手続き	○中国残留邦人等支援給付に関する手続 など
こども課	子育て支援に関すること	○児童手当に関する手続 ○母子生活支援施設入所手続 ○児童扶養手当に関する手続 ○母子家庭等自立支援給付金に関する手続 ○保育園入園手続 など
高齢福祉課	介護サービスに関すること	○介護認定に関する手続 ○介護サービス等の利用者負担軽減に関する手続 ○介護サービス等の給付に関する手続 など
	高齢者支援に関すること	○高齢者の措置に関する手続 など
健康増進課	母子保健に関すること	○母子保健に関する手続
国保年金課	国民健康保険に関すること	○国民健康保険の異動に関する手続 ○国民健康保険税に関する手続 など
	後期高齢者医療保険に関すること	○後期高齢者医療保険の異動に伴う手続 など
建築指導課	市営住宅に関すること	○市営住宅等の入居手続 など
各課	市からの支払いに関すること	○市からの報酬支払い手続 など

こんな場面で、あなたもマイナンバーを使います。



社会保障関係の手続き

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、生活保護 など

税務関係の手続き

- 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- 都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載 など

災害対策

- 防災・災害対策に関する事務
- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務 など

具体的には左のページをチェック！

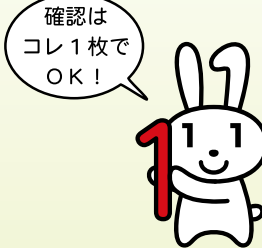
これらの手続きの際に、マイナンバーの確認と本人確認が必要になります。

確認に必要なものは…

無料！

で取得できます
取得希望の人は、市に申請することで、平成 28 年 1 月以降に交付を受けられます。

個人番号カード



表面：本人確認
裏面：マイナンバーの確認

もしくは…

マイナンバーの確認として

通知カード

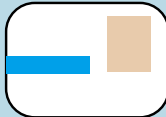


など

本人確認として

写真付きの身分証明書

運転免許証



パスポート



など

または

ない場合は…

下記のうち 2 種類を用意

- ・健康保険証
- ・介護保険証
- ・年金手帳
- ・福祉医療費受給者証
- ・印鑑登録証明書 など

○その他、必要となる書類・申請方法などは、各担当部署へお問い合わせください。

守るう! あなたのマイナンバー



あなたのマイナンバーは、あなたに関わる「社会保障・税・災害対策」に“のみ”使用します。それ以外において、むやみに他人に見せたり、渡したりしないようにしましょう。



行政機関や民間事業者も、**必要な業務以外で**（法律に規定があるものを除いて）マイナンバーを含む個人情報を**収集・保管することは禁止されています**。



行政機関や民間事業者が、あなたのマイナンバーを収集する場合、あなたにマイナンバーの**利用目的を必ず明示しなければならない**と決められています。

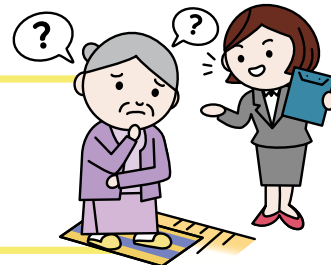
「あなたのマイナンバーを見せてください。提出してください」と言われた場合は、利用目的を聞き、本当にあなたの「社会保障・税・災害対策」に利用される内容かどうかを確認してください。

詐欺に注意!

マイナンバー制度に便乗した詐欺などが全国で報告されています。

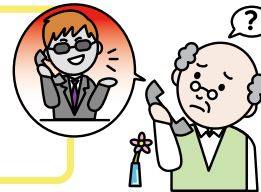
事例

「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。本当に行政機関がそのような調査をしているのか。(60歳代 女性)

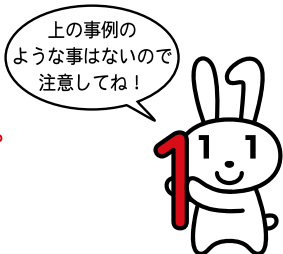


事例

若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きしたか」との電話があった。「まだしていない」と答え、と、「早く手続きをしないと刑事問題になるかもしれない」などと言われ、不審に思った。(70歳代 男性)



- ❗ マイナンバーの通知や利用手続などで、**国や自治体の職員が資産や保険の状況などを聞くことはありません**。
- ❗ **不審な電話はすぐに切り**、来訪の申し出があっても**断ってください**。**不審なメールは無視**しましょう。
- ❗ 万が一金銭を要求されても**決して支払わない**ようにしましょう。



少しでも
あやしいな
と思ったら

消費者ホットライン 188番 (局番なし) まで。
※お近くの消費生活相談窓口をご案内します。
または、**可児警察署 (☎ 61-0110)** までご連絡ください。

マイナンバー制度全般のご相談は
平日 9:30 ~ 22:00 土日祝 (年末年始を除く) 9:30 ~ 17:30
0120-95-0178

※一部 IP 電話などで左記ダイヤルにつながらない場合は
・通知カード、個人番号カードについては、**050-3818-1250** へおかけください。
・その他のお問い合わせについては、**050-3816-9405** へおかけください。

問合先 ○制度全般について＝総合政策課 ○通知カード・個人番号カードについて＝市民課



マイナンバー 制度は、安心・安全な仕組みです。

制度面

- 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
- なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。
- マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。
- 法律に違反した場合の罰則を、従来に比べて強化しています。

システム面

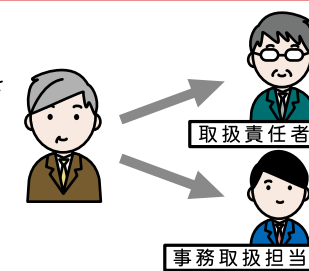
- 個人情報は従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。
分散管理することで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。
- 行政機関間の情報のやりとりは、マイナンバーを直接使いません。
- システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。
- 平成 29 年 1 月から情報提供等記録開示システムが稼働予定です。
マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかをご自身で確認することが可能になります。

マイナンバーを含む個人情報の漏えい・紛失を防ぐために
安全管理を徹底しています。

組織的・人的安全管理措置

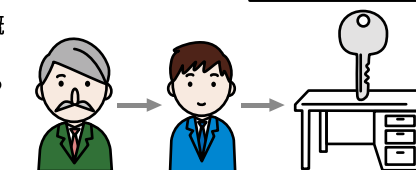
●担当者の明確化

担当者以外がマイナンバーを取り扱うことがないように、取扱責任者や事務取扱担当者などを明確にしています。



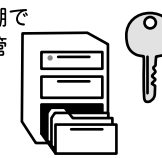
●適切な教育

マイナンバー制度概要の周知など、職員に対する教育を行っています。



物理的・技術的安全管理措置

●カギ付き棚で書類を保管



●廃棄する書類はシュレッダーなどで破砕処理



●取扱担当を決め、他の人は情報にアクセスできない仕組みづくり



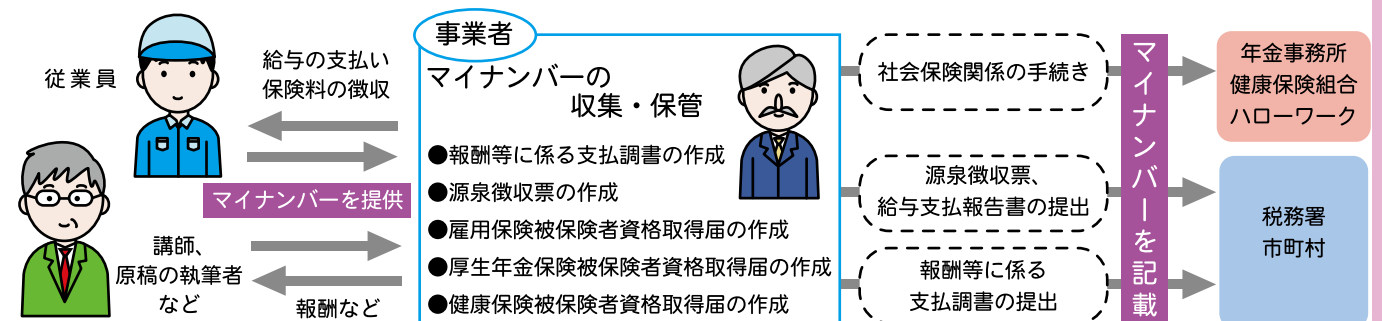
●ウィルス対策ソフトウェアを導入、アクセスパスワードを設定



●パーテーションの設置や、のぞき見されない座席配置



民間事業者も **マイナンバー** を取り扱います。



民間事業者も上記の安全管理措置を講じる必要があります。